

信越ポリマーグループ「製品含有化学物質管理基準」 第4.0版

制定日 2008年 9月 1日

改定日 2019年 4月 1日

当社製品および購入資材(原材料・部品・包装材料等)は以下に示す禁止物質、管理物質、報告物質について表1に示す基準を遵守します。また、RoHS II 及びELV等の対象物質の「閾値レベル」は国内電機・電子業界の最も厳しい値を参考としています。(表5) 但し、各化学物質の適用除外等は各法規制に準じます。

また、建設資材分野、一部の工業製品のお客様向け製品及びお客様と取り交わした仕様の製品については、別途個別の基準を定めています。またこれらの製品に関わる購入資材(原材料・部品・包装材料等)についても同様です。

なお、当社グループの部門及び事業所は、運用する国の法律や顧客要求などにより、本「管理基準」と異なる管理をお取引先様に要請することがあります。この場合は、その要請を優先します。

表1: 禁止・管理・報告物質の基準

	禁止物質	管理物質	報告物質
意図的使用	×	×	○ (報告のみ)
不純物として含有	×	△	○ (報告のみ)

△ : 閾値以下可、 × : 不可

表2: 禁止物質

化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律 第一種特定化学物質	
労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物質等	
毒物及び劇物取締法 特定毒物	
TSCA 第6条の物質	
POPs規則 Annex I	
REACH規則 Annex X VII	制限・除外用途に準ずる
GADSL	Reference List (Classificationが「P」、「D/P」)

表3: 管理物質

ELV指令 対象物質	表5に準ずる
RoHS指令 対象物質	表5に準ずる
REACH規則 SVHC	0.1重量%を超えて含有
IEC62474	Reporting Thresholdに準ずる

表4: 報告物質

GADSL	Reference List (Classificationが「D」)
-------	-------------------------------------

【本管理基準で規定する物質リスト】

本管理基準の【禁止物質】【管理物質】【報告物質】は次の法令および業界標準等の物質とします。また、改定があった際はその内容を最新版とします。

●労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物質等

労働安全衛生法 施行令16条:

●毒物及び劇物取締法 特定毒物

毒物及び劇物取締法別表第三

毒物及び劇物指定令第三条

上記の労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物質等及び毒物及び劇物取締法 特定毒物以外の管理物質はchemSHERPA管理対象物質とします。

●製品含有化学物質 情報伝達スキーム: chemSHERPA

管理対象物質リストを参照: 日本語、英語、中国語

表5:RoHS等10物質の閾値

物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル
カドミウム/カドミウム化合物	下記に示す対象以外のすべて	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm)
カドミウム/カドミウム化合物	電池 ¹	電池中のカドミウムの0.001重量% (10ppm)
カドミウム/カドミウム化合物	金属めっき ²	均質材料中のカドミウムの0.0075重量% (75ppm)
カドミウム/カドミウム化合物	プラスチック ²	均質材料中のカドミウムの0.0005重量% (5ppm)
六価クロム化合物	プラスチックを除くすべて	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (1,000ppm)
六価クロム化合物	プラスチック	均質材料中の六価クロムの0.01重量% (100ppm)
鉛/鉛化合物	下記に示す対象以外のすべて	均質材料中の鉛の0.1重量% (1,000ppm)
鉛/鉛化合物	主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品中の鉛の0.01重量% (100ppm)
鉛/鉛化合物	玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の0.009重量% (90ppm)
鉛/鉛化合物	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆中の鉛の0.03重量% (300ppm)
鉛/鉛化合物	電池 ¹	電池中の鉛の0.004重量% (40ppm)
鉛/鉛化合物	金属めっき ²	均質材料中の鉛の0.08重量% (800ppm)
鉛/鉛化合物	プラスチック ²	均質材料中の鉛の0.01重量% (100ppm)
水銀/水銀化合物	下記に示す対象以外のすべて	意図的添加または均質材料中の水銀の0.1重量% (1,000ppm) ³
水銀/水銀化合物	電池 ¹	意図的添加または電池中の水銀の0.0001重量%(1ppm)
水銀/水銀化合物	プラスチック ²	均質材料中の水銀の0.01重量% (100ppm)
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	すべて	均質材料の0.01重量% (100ppm) ³
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	すべて	意図的添加または均質材料の0.01重量% (100ppm) ³
ビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)
ブチルベンジルフタレート (BBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)
ジブチルフタレート (DBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)
ジイソブチルフタレート (DIBP)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)

1. 電池の報告閾値は最も厳格な法的要求事項に基づいています。ただし、法律上の基本的要求事項は一つの型の電池にのみ適用されますが、簡単にするために、同一の報告閾値レベルをすべての種類の電池に対して設定してあります。

2. 顧客グリーン調達基準準拠

3. 包装材については別途顧客要求に従う。

製品含有化学物質管理基準 改定履歴

No.	日付	変更項目	作成	承認
1	2011.06.10	JIG-101 第4.0版に伴う物質の追加 フタル酸ジヘプチル(DIHP)、フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)、[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名CIベイスニックバイオレット3)。 また、閾値レベルの表現が変更されている。	田部井	三辺
2	2012.03.08	JIG-101 第4.0版準拠	田部井	三辺
3	2012.03.15	①カドミウム／カドミウム化合物、鉛／鉛化合物に金属めっきの閾値を追加。 ②カドミウム／カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛／鉛化合物、水銀／水銀化合物にプラスチックの閾値を追加。 ③脚注の①を追加。	田部井	三辺
4	2012.07.20	JIG-101 第4.1版に伴う物質の追加 ビス(2-メトキシエチル)エーテル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)、塩素系難燃剤、2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)、N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)、クロム酸八水酸化五亜鉛、ヒドロキシオクタオキシ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム、クロム酸ストロンチウム、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)。	田部井	三辺
5	2013.09.19	①冒頭文章の対象範囲の変更 ②表中の脚注番号の訂正	田部井	三辺
6	2016.01.29	JAMP管理対象物質準拠 禁止物質、管理物質を設定	田部井	三辺
7	2016.04.01	全面変更	田部井	三辺
8	2019.04.01	①chemSHERPAに準拠 ②CLP、ESIS PBTを削除	三辺	田部井